

新型コロナウイルスワクチン接種証明または陰性証明の確認について <みえ得トラベルクーポン（令和4年度 第4弾延長版）応募条件>

※みえ得トラベルクーポンを利用して宿泊する場合は、利用者全員分の新型コロナウイルスワクチン接種済証等又は PCR 検査等で陰性が証明される結果通知書の提示が必ず必要となります。

みえ得トラベルクーポン利用条件

①	ご宿泊日に新型コロナウイルスのワクチン3回目の接種済であること、又は宿泊日の3日前以降に採取した検体によるPCR検査又は抗原定量検査の結果が陰性であること
②	抗原定性検査の場合は前日、又は当日の検体採取による検査結果が陰性 <PCR等検査無料化事業 検査を受ける方法について> https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm

宿泊施設への予約について



<予約時にお伝えいただくこと>

- ・みえ得トラベルクーポンご利用の旨お伝えください。
- ・**チェックイン時にワクチン接種履歴又は検査結果のいずれかで受付されるか事前にお伝えください。※宿泊施設により事前確認の場合あり。**
- ・みえ得トラベルクーポン情報をお伝えください。（利用日、クーポン番号、クーポン利用枚数、氏名、連絡先等）

宿泊日（チェックイン時）について



<宿泊当日持参するもの> ※書類忘れはクーポンの適用ができません。

- ・**新型コロナウイルスワクチン接種済み（3回目接種）又は検査結果通知書（またはコピー等）（※）**
※接種済証（画像や写しも可）、接種記録書、市町村発行の証明書、ワクチン接種証明アプリ等
- ・**本人確認書類（身分証明書等）（※）**
※運転免許証、マイナンバーカード等の公的機関発行の本人証明書
- ・**「みえ得トラベルクーポン」クーポン番号入受付完了メール※提出**

◎みえ得トラベルクーポン割引条件を満たさない場合

- ・検査結果陽性の場合 ・検査結果判定不能の場合 ・確認書類を持参しなかった場合
- ・検査結果が間に合わなかった場合 ・ワクチン3回目接種未了者で陰性証明のない方

◎留意点

・未就学児（概ね6歳未満）が宿泊する場合▶▶同居する親等の監護者が同伴する場合には、**12歳未満**は検査不要。※まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動にあたっては、6歳以上12歳未満は検査結果の陰性の確認が必要。

